

第 1 回 定 例 会

議案第 3 0 号

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

下関市公営施設管理公社経営検討委員会、下関市行政改革推進委員会及び下関市補助金検討委員会を廃止し、並びにボートレース下関レジャー・スポーツゾーン整備事業審査委員会を設置し、並びに所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
（趣旨） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、執行機関及び<u>上下水道事業管理者</u>の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。				（趣旨） 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、執行機関及び<u>公営企業管理者</u>の附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数	附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	略	略	略	市長	略	略	略
	<u>下関市公営施設管理公社経営検討委員会</u>	<u>下関市公営施設管理公社の抜本的な経営改革案について必要な事項を調査審議し、並びに経営改革の実施状況を</u>	<u>5人以内</u>				

		<u>点検し、及び評価すること。</u>	
	略	略	略
	<u>下関市行政改革推進委員会</u>	<u>行政改革及び行政評価の推進について、必要な事項を調査審議すること。</u>	<u>13人以内</u>
	<u>下関市補助金検討委員会</u>	<u>補助金の見直しについて、必要な事項を調査審議すること。</u>	<u>5人以内</u>
	略	略	略
	下関市PFI事業審査委員会	略	公共施設等の整備等に関する事業ごとに7人以内
	略	略	略
略	略	略	略
上下水	略	略	略

	略	略	略
	略	略	略
	下関市PFI事業審査委員会	略	公共施設等の整備等に関する事業ごとに組織したそれぞれの委員会につき7人以内
	略	略	略
略	略	略	略
上下水	略	略	略

道事業 管理者				道事業 管理者			
				<u>ボート</u>	<u>ボート</u>	<u>ボートレー</u>	<u>5人以</u>
				<u>レース</u>	<u>レース</u>	<u>ス下関レジ</u>	<u>内</u>
				<u>事業管</u>	<u>下関レ</u>	<u>ジャー・スポ</u>	
				<u>理者</u>	<u>ジャー</u>	<u>ーツゾーン</u>	
					<u>・スポ</u>	<u>整備事業に</u>	
					<u>ーツゾ</u>	<u>おける事業</u>	
					<u>ーン整</u>	<u>者の選定等</u>	
					<u>備事業</u>	<u>について、</u>	
					<u>審査委</u>	<u>必要な事項</u>	
					<u>員会</u>	<u>を調査審議</u>	
						<u>すること。</u>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 3 1 号

下関市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

旅費の種目、内容等を変更し、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条―第10条）</u> <u>第2章 旅費額（第11条―第27条）</u> <u>第3章 雑則（第28条―第30条）</u> <u>附則</u>	
<u>第1章 総則</u>	
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 出張 職員が公務のため一時その<u>在勤地</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (4) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から<u>在勤庁</u>に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧<u>在勤庁</u>から新<u>在勤庁</u>に旅行する場合で市長が特に必要と認める旅行をいう。	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 出張 職員が公務のため一時その<u>勤務場所（常時勤務する場所のない場合又は任命権者若しくは任命権者の定めるところにより旅行に関し専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。 (4) 赴任 採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から<u>勤務場所</u>に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧<u>勤務場所</u>から新<u>勤務場所</u>に旅行する場合で市長が特に必要と認める旅行を

(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

(6) 略

いう。

(5) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(6) 略

(7) 旅行役務提供者 次に掲げる者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務及びカード等（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。以下この号において同じ。）を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

ア 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者

イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者

ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者

エ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事

	<u>業を經營する者</u> オ <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者</u> カ <u>旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者</u> キ <u>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者</u> ク <u>割賦販売法第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等をアからキまでに掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）</u>
2 <u>この条例において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には、在勤庁から8キロメートル以内の地域をいうものとする。</u>	
（旅費の支給） 第3条 略 2 <u>職員又はその遺族</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)・(2) 略 3 略	（旅費の支給） 第3条 略 2 <u>職員</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。 (1)・(2) 略 3 略

4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、依頼した機関より旅費の支給を受けることができる場合には、旅費は支給しない。

5 略

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは当該金額のうち、その者の損失となった金額で次に定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として又は宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で所要の払戻しの手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった金額。ただし、その額は、その支給を受けた者が当該旅行につき、この条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

4 職員が当該職員の任命権者以外の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。ただし、依頼した機関より旅費の支弁を受ける場合であって、その受ける額がこの条例の規定による旅費額に満たないときはその差額を支給し、この条例の規定による旅費額以上のときは支給しない。

5 略

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合若しくは傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し若しくは変更した場合には、第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除き、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で次に定めるものを旅費として支給することができる。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しの手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しの手続をとったにもかかわらずなお支払う必要

(2) 赴任に伴う家財の移転のため支払った金額で、当該旅行についてこの条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関等の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合にはその喪失した旅費額の範囲内で、次に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するため乗車券、乗船券の切符類で当該旅行について購入したもの

がある額をそれぞれ比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費については、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第20条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額をそれぞれ比較し、当該各種目のいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災、交通事故その他のその者の責めに帰することができない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で次に定める金額を旅費として支給することができる。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入した

(以下「切符類」という。)を含む。 以下本条において同じ。)の<u>金額</u>を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの<u>条例</u>により支給することができる額 (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額)を差し引いた額	ものを含む。<u>次号</u>において同じ。)の<u>全部</u>を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの<u>条例の規定</u>により支給することができる額 (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額 8 <u>第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u>
(旅行命令等) 第4条 旅行は、<u>任命権者又は旅行依頼を行う者</u>(以下「<u>旅行命令権者</u>」という。)の発する旅行命令等によって行われなければならない。 2 略 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は<u>第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</u> 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>これを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書</u>(以下「<u>旅行命令書等</u>」という。)に当該旅行に関し必要な事項を	(旅行命令等) 第4条 旅行は、<u>旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。</u> 2 略 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める<u>場合で、前項の規定に該当するときには、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。</u> 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は<u>その変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書</u>(以下「<u>旅行命令書等</u>」という。)に当該旅行に関し必要な事項の

<u>記載し、これを当該旅行者に提示して行</u> <u>わなければならない。ただし、これを提</u> <u>示するいとまがない場合には口頭により</u> <u>旅行命令等を発し、又は変更するこ</u> <u>とができる。この場合において、旅行命令権</u> <u>者は、できるだけ速やかに旅行命令書等</u> <u>に当該旅行に関し必要な事項を記載し、</u> <u>これを当該旅行者に提示しなければならない。</u> 5 旅行命令書等の記載事項及び様式は、 規則で定める。	<u>記載又は記録をし、当該事項を当該旅行</u> <u>者に通知して行わなければならない。た</u> <u>だし、旅行命令書等に当該事項の記載又</u> <u>は記録をするいとまがない場合には、口</u> <u>頭により旅行命令等を発し、又はその変</u> <u>更をするこ</u> <u>とができる。</u> 5 前項ただし書の規定により口頭で旅行 命令等を発し、又はその変更をした場合 は、旅行命令権者は、できるだけ速やか に旅行命令書等に当該旅行に関し必要な 事項の記載又は記録をしなければならない。 い。 6 前2項の規定にかかわらず、旅費が発 生しない旅行（前条第4項ただし書又は 第25条第1項の規定により旅費を支給し ない旅行を除く。）における旅行命令に ついては、旅行命令書を省略し、口頭 により行うことができる。 7 旅行命令書等の記載事項又は記録事項 及び様式は、規則で定める。
（旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災 その他やむを得ない事情により旅行命令 等（前条第3項の規定により変更された 旅行命令等を含む。以下本条において同 じ。）に従って旅行することができない 場合には、あらかじめ、旅行命令権者に 旅行命令等の変更の申請をしなければ ならない。 2 略 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命	（旅行命令等に従わない旅行） 第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災 その他やむを得ない事情により旅行命令 等（前条第3項の規定により変更を受け た旅行命令等を含む。以下この条におい て同じ。）に従って旅行することができ ない場合には、あらかじめ旅行命令権者 に旅行命令等の変更の申請をしなければ ならない。 2 略 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命

令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者が、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。	令等の変更の申請をせず、又は申請したがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。
<u>(旅費の種類)</u> <u>第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食事料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</u> <u>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</u> <u>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。</u> <u>5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。</u> <u>6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。</u> <u>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> <u>8 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。</u> <u>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</u> <u>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</u> <u>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親</u>	

<u>族の移転について、支給する。</u>	
(旅費の計算) <u>第7条</u> 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の<u>旅費により計算する</u>。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。	(旅費の計算) <u>第6条</u> 旅費は、<u>旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき</u>、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。
<u>第8条</u> 旅費の計算上の旅行日数は、<u>第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による</u>。ただし、<u>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて、1日の割合をもって通算した日数を超えることができない</u>。 <u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u> <u>3 第3条第2項第1号及び第2号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。</u>	
<u>第9条</u> <u>鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職名の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうち、これらの旅費に相当する部分を含む。）を区分</u>	(年度経過等による区分) <u>第7条</u> <u>移動中における年度の経過又は職名の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度</u>

して<u>計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u> <u>2 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この項において同じ。）について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</u>	<u>の経過又は職名の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。</u>
（旅費の請求手続） <u>第10条 旅費（概算払にかかわる旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払にかかわる旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものの請求その他について必要な手続等は、別に定めるところによる。</u>	（旅費の請求手続） <u>第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者の請求その他について必要な手続等は、別に定めるところによる。</u>
	（旅費の種目） <u>第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とする。</u>
	（鉄道賃） <u>第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法第1条第1項に規定する軌道並びに外国におけるこれらに相当するものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うもの</u>

	であって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」という。）に限る。） (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。
第2章 旅費額	
<u>（鉄道賃）</u> 第11条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金（これらのものに対する通行税を含む。）並びに座席指定料金による。 (1) その乗車に要する運賃 (2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金 (3) 市長及び副市長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、	<u>（船賃）</u> 第11条 船賃は、船舶（海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶及び外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金

<u>特別車両料金</u> <u>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</u> <u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の区分により支給する。</u> <u>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものには、特別急行料金</u> <u>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものには、普通急行料金</u> <u>3 特別急行列車を運行する線路による旅行をする場合で、旅行命令権者が特に必要があると認めたときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該旅行が片道100キロメートル未満の場合においても、その乗車に要する特別急行料金を支給することができる。</u> <u>4 第1項第3号に規定する特別車両料金は、旅行命令権者が特別車両による旅行を認めた場合に限り、支給する。</u> <u>5 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u>	<u>(4) 特別船室料金（市長等に限る。）</u> <u>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</u>
<u>第12条 削除</u>	<u>（航空賃）</u> <u>第12条 航空賃は、航空機（航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機及び外国におけるこれに相当するものをいう。次項及び次条において</u>

	同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1) 運賃 (2) 座席指定料金 (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級(外国旅行の場合であつて、市長等が移動するときには、最上級(等級が3以上に区分された航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級))の運賃の額とする。
(船賃) 第13条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃(はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。 (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 市長及び副市長については、上級の運賃 イ アに掲げる者以外の者については、中級の運賃 (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃 ア 市長及び副市長については、上級	(その他の交通費) 第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。 (1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃 (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運

<u>の運賃</u> <u>イ アに掲げる者以外の者については、下級の運賃</u> <u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u> <u>(4) 公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</u> <u>(5) 市長及び副市長が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</u> <u>(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</u> <u>2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u>	<u>送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</u> <u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(5) 自家用車（旅行者が運転し、又は自己のために運行の用に供する自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車又は同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）で、市が当該自動車等につき所有権その他これを使用する権利を有しないものをいう。）を使用する移動に要する費用</u> <u>2 前項第5号の費用の額は、規則で定める1キロメートル（1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）当たりの定額とする。</u>
<u>（航空賃）</u> <u>第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u>	<u>（宿泊費）</u> <u>第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（以下この条及び次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として次の各号のいずれかに該当する場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>(1) 現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、公務の円滑</u>

	<u>な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと旅行命令権者が認めるとき。</u> <u>(2) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。</u>
<u>(車賃)</u> <u>第15条 車賃の額は、実費額による。ただし、旅行命令権者の承認を受けて自家用車（旅行者が運転し、又は自己のために運行の用に供する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同条第3項に規定する原動機付自転車を含む。）をいう。）で、市が当該自動車につき所有権その他これを使用する権利を有しないものをいう。）を使用して旅行した場合には、1キロメートルにつき20円とする。</u> <u>2 前項ただし書の規定による車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第9条の規定により区分計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u> <u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u>	<u>(包括宿泊費)</u> <u>第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</u>
<u>(日当)</u> <u>第16条 日当の額は、別表第1の定額による。</u>	<u>(宿泊手当)</u> <u>第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。</u>
<u>(宿泊料)</u> <u>第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額に</u>	<u>(転居費)</u> <u>第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要す</u>

よる。 2 <u>宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。</u>	<u>る費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は次に掲げる方法により算定される額とする。</u> (1) <u>運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u> (2) <u>旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法</u> (3) <u>旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えたときは、当該算定した額とする。</u> 2 <u>前項の規定による転居費の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の公費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。</u> 3 <u>職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</u>
---	--

<u>(食事料)</u> 第18条 食事料の額は、別表第1の定額による。 2 食事料は、船賃又は航空賃に食費を含んでいない場合に限り支給する。	<u>(着後滞在費)</u> 第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、国内旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。
<u>(移転料)</u> 第19条 移転料の額は、次に掲げる額による。 (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額 (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額 (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額 2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。 3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。	<u>(家族移転費)</u> 第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。 (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額 (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。
<u>(着後手当)</u> 第20条 着後手当の額は、別表第1の日当額の5日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じ	<u>(渡航雑費)</u> 第20条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、

<u>た宿泊料定額の5夜分に相当する額による。</u>	<u>外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。</u>
<u>(扶養親族移転料)</u> <u>第21条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。</u> <u>(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとにその移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額</u> <u>ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の金額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額</u> <u>イ 12歳未満6歳以上の者についてはアに規定する額の2分の1に相当する額</u> <u>ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を2人以上随伴するときは、1人を超えるごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃の2分の1に相当する金額を加算する。</u> <u>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第19条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額を超えるこ</u>	

<u>とができない。</u> <u>(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算についてはその子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして前項の規定を適用する。</u>	
<u>(下関市地域内及び東京事務所地域内旅行の旅費)</u> <u>第22条 下関市地域内及び東京事務所地域内における当該在勤者の地域内旅行についての旅費は、規則で定める。</u>	
<u>(在勤地外の同一地域内の旅費)</u> <u>第23条 在勤地以外の同一地域内（第2条第2項に規定する地域の区分による同一の地域をいう。）における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合でその実費額が、当該旅行について支給される日当に相当する額を超える場合には、その超える額に相当する鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。</u>	
<u>(退職者等の旅費)</u> <u>第24条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u>	<u>(退職者等の旅費)</u> <u>第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行</u>

<u>(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</u> <u>ア 退職等となった日にいた地から退職等の命令を受けた日にいた地までの前職務相当の旅費</u> <u>イ 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3月以内に出発して、当該退職等に伴う旅行をした場合に限る、出張の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</u>	<u>に係る旅費であって、次に掲げるものとする。</u> <u>(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職名の者として退職等の日にいた地から旧勤務場所に旅行するものとして計算した旅費</u> <u>(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職名の者として退職等の日にいた地から新勤務場所に旅行するものとして計算した旅費</u> <u>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。</u> <u>3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。</u>
(遺族の旅費) <u>第25条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に規定する旅費とする。</u> <u>(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u> <u>(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、</u>	(遺族の旅費) <u>第22条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。</u> <u>(1) 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</u>

<u>赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費</u> 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第1項第6号</u>に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。	<u>(2) 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</u> 2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、<u>第2条第6号</u>に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
<u>第26条 略</u>	<u>第23条 略</u>
	<u>(旅費の支給額の上限)</u> <u>第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額をそれぞれ比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。</u> <u>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第20条の規定により計算した額と現に支払った額をそれぞれ比較し、当該各種目のいずれか少ない額を合計した額とする。</u>
<u>(外国旅行における旅費)</u> <u>第27条 外国旅行の旅費については、国の例に準じて、その都度旅行命令権者が定</u>	

める。	
第3章 雑則	
(旅費の調整) 第28条 任命権者は、旅行者が<u>公用の交通機関、宿泊施設等</u>を利用して旅行した場合、<u>その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u> 2 <u>前項の規定による旅費の調整については、規則で定める。</u> 3 市長、副市長、市議会議員、選挙管理委員、監査委員、公平委員会委員（以下本条において「市長等」という。）に随行又は同行する場合で、旅行命令権者が必要と認めるときは、<u>市長等と同額の旅費を支給することができる。</u>	(旅費の調整) 第25条 旅行命令権者は、旅行者が<u>市以外</u>の者から<u>旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</u> 2 <u>旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。</u> 3 市長、副市長、市議会議員、選挙管理委員、監査委員、公平委員会委員<u>又は農業委員に随行し、又は同行する場合で、旅行命令権者が必要と認めるときは、当該旅行者と同額の旅費を支給することができる。</u>
(旅費の特例) 第29条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条	(旅費の特例) 第26条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）<u>第47条第1項若しくは第2項</u>の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第

又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。	15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。
	<u>(旅費の返納)</u> <u>第27条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</u> <u>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給料又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</u>
(委任) <u>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	(委任) <u>第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。</u>

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の下関市職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に任命権者又は任命権者の定めるところにより旅行に関し専決権を有する者（以下「旅行命令権者」という。）が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等

を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(下関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

3 下関市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償) 第5条 議員が公務のために旅行するときは、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号。以下「職員旅費条例」という。）の規定の<u>例により費用弁償を支給する。この場合において、同条例別表第1中「市長、副市長」とあるのは「議員」とする。</u> 2 前項に定めるもののほか、議員が招集に応じ、市においてその費用を負担する手段を利用せずに、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は地方自治法第100条第12項の規定により設けられた場（以下「本会議等」と総称する。）に出席した場合（招集に応じたにもかかわらず、本会議等が開催されない場合その他やむを得ないと認められる理由により本会議等に出席できなかった場合を含む。以下同じ。）は、1日につき、1キロメートル当たりの<u>車賃の額</u>に、議員の住所から本会議等の場までの通常の経路による往復の距離（当該距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得	(費用弁償) 第5条 議員が公務のために旅行するときは、<u>その旅行に係る費用弁償を支給し、その費用弁償は、</u>下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号。以下「職員旅費条例」という。）の規定の<u>適用を受ける市長及び副市長の旅費相当額とする。</u> 2 前項に定めるもののほか、議員が招集に応じ、市においてその費用を負担する手段を利用せずに、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は地方自治法第100条第12項の規定により設けられた場（以下「本会議等」と総称する。）に出席した場合（招集に応じたにもかかわらず、本会議等が開催されない場合その他やむを得ないと認められる理由により本会議等に出席できなかった場合を含む。以下同じ。）は、1日につき、1キロメートル当たりの<u>額</u>に、議員の住所から本会議等の場までの通常の経路による往復の距離（当該距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額を費

た額を費用弁償として、当月分を翌月末日までに支給する。この場合において、1キロメートル当たりの<u>車賃の額</u>は、職員旅費条例第15条第1項ただし書の規定を準用する。	用弁償として、当月分を翌月末日までに支給する。この場合において、1キロメートル当たりの<u>額</u>については、職員旅費条例第13条第1項第5号の費用の例による。
3 略	3 略

(下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条、第5条、第6条、第8条関係）				別表（第2条、第3条、第5条、第6条、第8条関係）			
区分	報酬の額		費用弁償の額	区分	報酬の額		費用弁償の額
	単位	金額			単位	金額	
教育委員会委員	略	略	職員旅費条例別表第1の1号の適用を受ける職員の旅費相当額	教育委員会委員	略	略	職員旅費条例の規定の適用を受ける市長及び副市長の旅費相当額
略	略	略	略	略	略	略	略
固定資産評価審査委員会委員	略	略	職員旅費条例別表第1の2号の適用を受ける職員の旅費相当額	固定資産評価審査委員会委員	略	略	職員旅費条例の規定の適用を受ける一般職の職員の旅費相当額
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

(下関市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

- 5 下関市常勤の監査委員の給与等に関する条例（平成17年条例第57号）の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(旅費) 第6条 常勤の監査委員の旅費は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号） <u>別表第1の1号の適用を受ける職員</u> の旅費相当額とし、旅費の支給については、同条例の例による。	(旅費) 第6条 常勤の監査委員の旅費は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号） <u>の規定の適用を受ける市長及び副市長</u> の旅費相当額とし、旅費の支給については、同条例の例による。

（下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 6 下関市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第33条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、 <u>下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）の規定の例により、費用弁償を支給する。この場合において、同条例別表第1中「上記以外の職員」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員」とする。</u>	第33条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため旅行するときは、 <u>その旅行に係る費用弁償を支給する。この場合において、その費用弁償は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）の規定の適用を受ける一般職の職員の旅費相当額とし、費用弁償の支給については、同条例の例による。</u>

（下関市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

- 7 下関市教育長の給与等に関する条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(旅費) 第6条 教育長の旅費は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63	(旅費) 第6条 教育長の旅費は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63

号) <u>別表第1の1号</u> の適用を受ける <u>職員</u> の旅費相当額とし、旅費の支給については、同条例の例による。	号) <u>の規定</u> の適用を受ける <u>市長及び副市長</u> の旅費相当額とし、旅費の支給については、同条例の例による。
---	--

(下関市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

- 8 下関市公営企業管理者の給与等に関する条例（平成17年条例第304号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(旅費) 第9条 管理者の旅費は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号） <u>別表第1の1号</u> の適用を受ける <u>職員</u> の旅費相当額とし、旅費の支給については、同条例の例による。	(旅費) 第9条 管理者の旅費は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号） <u>の規定</u> の適用を受ける <u>市長及び副市長</u> の旅費相当額とし、旅費の支給については、同条例の例による。

(下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

- 9 下関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年条例第317号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(費用弁償) 第14条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、1回につき全路程を5キロメートルとして計算した <u>車賃の額</u> を費用弁償として支給する。この場合において、1キロメートル当たりの <u>車賃の額</u> は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号） <u>第15条第1項ただし書の規定を準用する。</u> 2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行する場合は、下関市職員等の旅費に関する条例 <u>別表第1の2号</u> の適用を受ける	(費用弁償) 第14条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、1回につき全路程を5キロメートルとして計算した <u>額</u> を費用弁償として支給する。この場合において、1キロメートル当たりの <u>額について</u> は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号） <u>第13条第1項第5号の費用の例による。</u> 2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行する場合は、下関市職員等の旅費に関する条例 <u>の規定</u> の適用を受ける <u>一般職の</u>

<u>職員</u>の例により費用弁償を支給する。 3 略	<u>職員</u>の例により費用弁償を支給する。 3 略
--	--

第 1 回 定 例 会

議案第 3 2 号

下関市実費弁償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市実費弁償条例の一部を改正する条例

下関市実費弁償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

実費弁償の支給対象者を明確にし、並びにその種類、額及び支給方法について所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市実費弁償条例の一部を改正する条例

下関市実費弁償条例（平成17年条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後						
（実費弁償の支給対象） 第2条 <u>実費弁償の支給対象となる者は、次に掲げるとおりとする。</u> (1)～(9) 略	（実費弁償の支給対象） 第2条 <u>次に掲げる者（以下「証人等」という。）に対し、この条例の定めるところにより実費弁償を支給する。ただし、本市から給料又は報酬の支給を受ける者がその職務の関係で証人等となった場合は、この限りでない。</u> (1)～(9) 略 <u>(10) その他法律又は条例の規定により出頭した者</u>						
（実費弁償の種類、額及び支給方法） 第3条 実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は、別表による。</u> 2 <u>実費弁償の支給方法は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）の適用を受ける職員の旅費（日当の調整に係るものを除く。）の例による。</u>	（実費弁償の種類、額及び支給方法） 第3条 実費弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び日当とする。</u> 2 <u>日当は、証人等が出頭し、参加し、又は出席したときに、1日につき1,300円を支給する。</u> 3 <u>前項に定めるもののほか、実費弁償は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）の規定の適用を受ける一般職の職員の旅費相当額とし、実費弁償の支給については、同条例の例による。</u>						
<u>別表（第3条関係）</u> <table border="1"> <tr> <th>区別</th><th>額</th></tr> <tr> <td>鉄道賃</td><td><u>その乗車に要する運賃</u></td></tr> <tr> <td>船賃</td><td><u>上級の運賃</u></td></tr> </table>	区別	額	鉄道賃	<u>その乗車に要する運賃</u>	船賃	<u>上級の運賃</u>	
区別	額						
鉄道賃	<u>その乗車に要する運賃</u>						
船賃	<u>上級の運賃</u>						

航空賃	現に支払った旅客運賃
車賃	その乗車に要する運賃。ただし、自家用車（第2条に規定する支給対象となる者が運転し、若しくは自己のために運行の用に供する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同条第3項に規定する原動機付自転車を含む。）をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる自動車で、市が当該自動車につき所有権その他これを使用する権利を有しないものをいう。）を使用した場合には、路程に応じ1 kmにつき20円
日当 （1日以内）	1,300円
（1泊以上）	2,000円
宿泊料（1夜につき）	13,100円
食事料（1夜につき）	2,600円

備考

- 1 船賃を支給する場合において、
運賃の等級の定めのないときは、
その乗船に要した運賃による。
- 2 食事料は、水路旅行において船

<u>中泊となる場合又は航空旅行において機中泊となる場合で、当該船賃又は航空賃に食費を含んでいないときに限り支給する。</u>	
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、この条例による改正後の下関市実費弁償条例の規定は、同日以後に出発する旅行から適用する。

第 1 回 定 例 会

議案第 33 号

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

提案理由

職員の給与を改定し、及び所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(下関市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 略 2～5 略	(初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 略 2～5 略 <u>6 前2項の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限りに行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。</u> <u>6～8</u> 略
(扶養手当) 第11条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当する</u>	(扶養手当) 第11条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとし</u>

ものとして別に市長が定める職員（以下「行9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) 略

- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に市長が定める職員（以下「行8級職員等」という。））にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 第2項に規定する扶養親族の認定について必要な事項は、市長が定める。

て別に市長が定める職員に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1)～(5) 略

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に市長が定める職員にあつては、3,500円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、第2項に規定する扶養親族の認定、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶

	<u>養手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u>
<u>第12条 新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u> <u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行9級職員等から行9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行9級</u>	<u>第12条 削除</u>

職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行 9 級職員等以外の職員から行 9 級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行 9 級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その

事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行9級職員等が行9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行8級職員等が行8級職員等及び行9級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行9級職員等以外のものが行9級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行8級職員等及び行9級職員等以外のものが行8級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期

<u>間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u>	
(住居手当) 第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（<u>下関市公舎管理規則（平成17年規則第51号）第3条の規定による有料公舎</u>を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。） (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者が居住するための住宅（下関市公舎管理規則第3条の規定による有料公舎</u>その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの 2・3 略	(住居手当) 第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（<u>市が設置する公舎</u>を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。） (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）</u>が居住するための住宅（<u>市が設置する公舎</u>その他市規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市規則で定めるもの 2・3 略
(特定の職員についての適用除外) 第25条 略 2 <u>第10条の2、第11条及び第12条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	(特定の職員についての適用除外) 第25条 略 2 <u>第10条の2 及び第11条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
(管理職手当等の支給) 第30条 管理職手当、<u>初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手</u>	(管理職手当等の支給) 第30条 管理職手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、

当、<u>単身赴任手当、特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、<u>市長が</u>定める。	宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、<u>市規則で</u>定める。
---	---

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	488,500	540,900
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	488,500	540,900
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	488,500	540,900
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	488,500	540,900
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		

45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000				
87	256,300	297,400	346,400				
88	256,600	297,700	346,800				
89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				

	93	258, 100	299, 200	348, 400						
	94		299, 400	348, 800						
	95		299, 700	349, 200						
	96		300, 100	349, 500						
	97		300, 300	349, 800						
	98		300, 600	350, 200						
	99		301, 000	350, 600						
	100		301, 400	351, 000						
	101		301, 600	351, 500						
	102		301, 900	351, 900						
	103		302, 200	352, 300						
	104		302, 500	352, 700						
	105		302, 700	353, 200						
	106		303, 000	353, 600						
	107		303, 300	353, 900						
	108		303, 600	354, 200						
	109		303, 800	354, 700						
	110		304, 200							
	111		304, 600							
	112		304, 900							
	113		305, 100							
	114		305, 300							
	115		305, 600							
	116		306, 000							
	117		306, 200							
	118		306, 400							
	119		306, 700							
	120		307, 000							
	121		307, 400							
	122		307, 600							
	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 3 及び別表第 4 を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の 区分	級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800	596,100
	2	293,700	403,000	457,100	555,900	602,100
	3	296,000	405,600	459,000	561,200	607,400
	4	298,200	408,100	460,900	566,100	611,900
	5	300,300	410,500	462,300	570,500	615,900
	6	303,800	412,700	464,100	574,800	619,400
	7	307,300	414,800	465,900	578,400	622,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400	625,200
	9	314,100	419,000	469,500	583,900	
	10	317,600	420,500	471,300	586,200	
	11	321,000	422,000	473,100		
	12	324,400	423,500	474,900		
	13	327,800	424,900	476,700		
	14	331,300	426,400	478,500		
	15	334,700	427,900	480,300		
	16	338,100	429,300	482,100		
	17	341,500	430,700	483,900		
	18	344,600	432,200	485,800		
	19	347,700	433,700	487,700		
	20	350,800	435,100	489,600		
	21	354,000	436,500	491,500		
	22	357,100	438,000	493,200		
	23	360,200	439,500	495,000		
	24	363,200	440,900	496,800		
	25	366,200	442,300	498,400		
	26	368,500	443,700	500,200		
	27	370,800	445,100	502,000		
	28	373,000	446,500	503,600		
	29	374,900	447,900	505,000		
	30	376,600	449,300	506,700		
	31	378,300	450,700	508,500		
	32	380,100	452,100	510,200		
	33	381,900	453,500	511,700		
	34	383,700	454,900	513,000		
	35	385,300	456,300	514,300		
	36	386,700	457,700	515,600		
	37	388,100	459,100	516,600		

38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	
75		488,200	
76		488,700	
77		489,200	
78		489,800	
79		490,400	

	80		490,800			
	81		491,300			
	82		491,900			
	83		492,500			
	84		493,000			
	85		493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		301,700	344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）

号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1	455,100	49	527,900	97	575,700	145	618,900
2	457,100	50	528,700	98	576,600	146	619,800
3	459,000	51	529,400	99	577,500	147	620,700
4	460,900	52	530,300	100	578,400	148	621,600
5	462,300	53	531,200	101	579,300	149	622,500
6	464,100	54	532,000	102	580,200	150	623,400
7	465,900	55	532,900	103	581,100	151	624,300
8	467,700	56	533,800	104	582,000	152	625,200
9	469,500	57	534,600	105	582,900	153	626,100
10	471,300	58	535,500	106	583,800	154	627,000
11	473,100	59	536,400	107	584,700	155	627,900
12	474,900	60	537,100	108	585,600	156	628,800
13	476,700	61	537,900	109	586,500	157	629,700
14	478,500	62	538,800	110	587,400	158	630,600
15	480,300	63	539,700	111	588,300	159	631,500
16	482,100	64	540,600	112	589,200	160	632,400
17	483,900	65	541,400	113	590,100	161	633,300
18	485,800	66	542,300	114	591,000	162	634,200
19	487,700	67	543,200	115	591,900	163	635,100
20	489,600	68	544,100	116	592,800	164	636,000
21	491,500	69	544,900	117	593,700	165	636,900
22	493,200	70	545,800	118	594,600	166	637,800
23	495,000	71	546,700	119	595,500	167	638,700
24	496,800	72	547,600	120	596,400	168	639,600
25	498,400	73	549,800	121	597,300	169	640,500
26	500,200	74	551,300	122	598,200	170	641,400
27	502,000	75	552,800	123	599,100	171	642,300
28	503,600	76	554,300	124	600,000	172	643,200
29	505,000	77	555,900	125	600,900	173	644,100
30	506,700	78	557,200	126	601,800	174	645,000
31	508,500	79	558,500	127	602,700	175	645,900
32	510,200	80	559,800	128	603,600	176	646,800
33	511,700	81	561,200	129	604,500	177	647,700
34	513,000	82	562,100	130	605,400	178	648,600
35	514,300	83	563,000	131	606,300	179	649,500
36	515,600	84	563,900	132	607,200	180	650,400
37	516,600	85	564,800	133	608,100	181	651,300
38	517,900	86	566,100	134	609,000	182	652,200
39	519,200	87	566,900	135	609,900	183	653,100
40	520,500	88	567,700	136	610,800	184	654,000
41	521,500	89	568,500	137	611,700	185	654,900
42	522,300	90	569,300	138	612,600		
43	523,100	91	570,500	139	613,500		
44	523,900	92	571,300	140	614,400		
45	524,800	93	572,100	141	615,300		
46	525,600	94	572,900	142	616,200		
47	526,400	95	573,700	143	617,100		
48	527,100	96	574,800	144	618,000		

備考 この表は、下関市立豊田中央病院、下関市立豊田中央病院殿居診療所及び下関市立角島診療所に勤務する医師に適用する。

(下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）</u> 5 <u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、第2条の規定による改正後の給与条例第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、市規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、市規則で定める。</u>
	6 <u>市長は、前項前段の市規則を定めるに当たっては、当該市規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。</u>
	7 <u>令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「には、前条」</u>

	とあるのは「には、前条又は下関市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第87号）附則第5項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。
<u>5</u> 略	<u>8</u> 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「給与条例」という。）別表第1、別表第3又は別表第4の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に市長が定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（委任）

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 6 下関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。）第4条、第6条、第10条から第12条まで及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2・3 略	（下関市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 下関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第58号。以下「職員給与条例」という。）第4条、第6条、第10条、<u>第11条</u>及び第15条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2・3 略

附則別表（附則第２項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級						
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１	１	１
１１	７	３	３	１	１	１	１
１２	８	４	４	１	１	１	１
１３	９	５	５	１	１	１	１
１４	１０	６	６	２	１	１	１
１５	１１	７	７	３	１	１	１
１６	１２	８	８	４	１	１	１
１７	１３	９	９	５	１	１	１
１８	１４	１０	１０	６	２	１	２
１９	１５	１１	１１	７	３	１	２
２０	１６	１２	１２	８	４	１	２
２１	１７	１３	１３	９	５	１	２
２２	１８	１４	１４	１０	６	１	２
２３	１９	１５	１５	１１	７	１	３
２４	２０	１６	１６	１２	８	２	３
２５	２１	１７	１７	１３	９	２	３
２６	２２	１８	１８	１４	１０	２	３
２７	２３	１９	１９	１５	１１	２	４
２８	２４	２０	２０	１６	１２	３	４

29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			

63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						

96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2

13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	1	
26	14	10	1	
27	15	11	1	
28	16	12	1	
29	17	13	1	
30	18	14	1	
31	19	15	1	
32	20	16	1	
33	21	17	1	
34	22	18	1	
35	23	19	1	
36	24	20	1	
37	25	21	1	
38	26	22	2	
39	27	23	2	
40	28	24	2	
41	29	25	2	
42	30	26	3	
43	31	27	3	
44	32	28	3	
45	33	29	3	
46	34	30	4	

47	35	31	4	
48	36	32	4	
49	37	33	4	
50	38	34	4	
51	39	35	5	
52	40	36	5	
53	41	37	5	
54	42	38	5	
55	43	39	5	
56	44	40	6	
57	45	41	6	
58	46	42	6	
59	47	43	6	
60	48	44	6	
61	49	45	7	
62	50	46	7	
63	51	47	7	
64	52	48	7	
65	53	49	8	
66	54	50		
67	55	51		
68	56	52		
69	57	53		
70	58	54		
71	59	55		
72	60	56		
73	61	57		
74	62	58		
75	63	59		
76	64	60		
77	65	61		
78	66	62		
79	67	63		
80	68	64		

81	69	65		
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78			
91	79			
92	80			
93	81			
94	82			
95	83			
96	84			
97	85			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給	旧号給	新号給
1	1	49	33	97	97	145	145
2	1	50	34	98	98	146	146
3	1	51	35	99	99	147	147
4	1	52	36	100	100	148	148
5	1	53	37	101	101	149	149
6	1	54	38	102	102	150	150
7	1	55	39	103	103	151	151
8	1	56	40	104	104	152	152
9	1	57	41	105	105	153	153
10	1	58	42	106	106	154	154
11	1	59	43	107	107	155	155
12	1	60	44	108	108	156	156
13	1	61	45	109	109	157	157
14	1	62	46	110	110	158	158

15	1	63	47	111	111	159	159
16	1	64	48	112	112	160	160
17	1	65	59	113	113	161	161
18	2	66	62	114	114	162	162
19	3	67	64	115	115	163	163
20	4	68	66	116	116	164	164
21	5	69	67	117	117	165	165
22	6	70	69	118	118	166	166
23	7	71	71	119	119	167	167
24	8	72	73	120	120	168	168
25	9	73	73	121	121	169	169
26	10	74	75	122	122	170	170
27	11	75	75	123	123	171	171
28	12	76	77	124	124	172	172
29	13	77	77	125	125	173	173
30	14	78	79	126	126	174	174
31	15	79	80	127	127	175	175
32	16	80	81	128	128	176	176
33	17	81	81	129	129	177	177
34	18	82	83	130	130	178	178
35	19	83	84	131	131	179	179
36	20	84	85	132	132	180	180
37	21	85	86	133	133	181	181
38	22	86	86	134	134	182	182
39	23	87	88	135	135	183	183
40	24	88	89	136	136	184	184
41	25	89	90	137	137	185	185
42	26	90	91	138	138		
43	27	91	91	139	139		
44	28	92	93	140	140		
45	29	93	94	141	141		
46	30	94	95	142	142		
47	31	95	96	143	143		
48	32	96	96	144	144		

第 1 回 定 例 会

議案第 3 4 号

下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

時間外勤務の免除の対象となる職員の子の範囲を拡大し、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に係る任命権者の責務について定め、及び所要の条文整理を行うため。

別紙

下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下関市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第11条 略 2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第11条 略 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。 3 略 4 前3項の規定は、第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。次項及び第3項において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）

において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項から第3項までにおいて「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「<u>3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する</u>」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 略	において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第18条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項から第3項までにおいて「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 5 略
(介護休暇) 第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの	(介護休暇) 第18条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第22条第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める

をいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略	期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略
	<u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> <u>第22条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせるための措置を講じなければならない。</u>
	<u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第23条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための措置を講じなければならない。</u>

(下関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 下関市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(部分休業の承認) 第24条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。	(部分休業の承認) 第24条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間及び当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする第1条の規定による改正後の下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うも

のに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

第 1 回 定 例 会

議案第 3 5 号

下関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例

下関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

山口県市町総合事務組合が共同処理する非常勤の職員に係る公務上の災害
又は通勤による災害に対する補償に関する事務への参加に伴い、所要の条文
整備を行うため。

別紙

下関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

下関市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員） 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。 (1)～(3) 略	（職員） 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次に掲げる者以外の者をいう。 (1)～(3) 略 <u>(4) 山口県市町総合事務組合非常勤職員 公務災害補償等条例（平成18年山口県市町総合事務組合条例第36号）の適用を受ける者</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 3 6 号

下関市中小企業高度化促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市中小企業高度化促進条例の一部を改正する条例

下関市中小企業高度化促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

条例の効力を 3 年間延長するため。

別紙

下関市中小企業高度化促進条例の一部を改正する条例

下関市中小企業高度化促進条例（平成17年条例第207号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (有効期間) 2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 (有効期間) 2 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。
3 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> までに 指定を受けた事業者については、同年4 月1日以後においても、なおその効力を 有する。	3 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> までに 指定を受けた事業者については、同年4 月1日以後においても、なおその効力を 有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 3 7 号

下関市企業立地促進条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市企業立地促進条例の一部を改正する条例

下関市企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

条例の効力を 3 年間延長するため。

別紙

下関市企業立地促進条例の一部を改正する条例

下関市企業立地促進条例（平成17年条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 (有効期間) 2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。	附 則 (有効期間) 2 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> 限り、 その効力を失う。
3 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> までに 指定を受けた事業者については、同年4 月1日以後においても、なおその効力を 有する。	3 この条例は、 <u>令和10年3月31日</u> までに 指定を受けた事業者については、同年4 月1日以後においても、なおその効力を 有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 3 8 号

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

下関市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員の配置の基準） 第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士</u> (7) 略 2 略	（職員の配置の基準） 第13条 救護施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) 略 2 略
（職員の配置の基準） 第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士</u> (7) 略 2 略	（職員の配置の基準） 第22条 更生施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> (7) 略 2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 3 9 号

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条
文整備を行うため。

別紙

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員の配置の基準） 第12条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士</u> 1以上 (7) 略 2～11 略 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるとき	（職員の配置の基準） 第12条 養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。 (1)～(5) 略 (6) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (7) 略 2～11 略 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると

は、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。） (5) 略	認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。） (5) 略
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要
の条文整備を行うため。

別紙

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員の配置の基準） 第11条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7) 略 2～8 略 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス条例第62条第1項	（職員の配置の基準） 第11条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7) 略 2～8 略 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス条例第62条第1項

に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
（職員の配置の基準） 第45条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)・(7) 略 2～8 略	（職員の配置の基準） 第45条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)・(7) 略 2～8 略

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(5) 略

10・11 略

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院 栄養士又は管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(5) 略

10・11 略

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指

定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 略	定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 4 1 号

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（職員配置の基準） 第11条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 （1）～（3） 略 （4）<u>栄養士</u> 1以上 （5）・（6） 略 2～9 略 10 第1項第4号の<u>栄養士</u>及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 略	（職員配置の基準） 第11条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。 （1）～（3） 略 （4）<u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 （5）・（6） 略 2～9 略 10 第1項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 略
附 則 （軽費老人ホームA型の職員配置の基準） 12 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただ	附 則 （軽費老人ホームA型の職員配置の基準） 12 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただ

し、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号の<u>栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)～(8) 略	し、併設する特別養護老人ホームの<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第5号の<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあつては第8号の調理員を置かないことができる。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)～(8) 略
20 第12項第5号の<u>栄養士</u>は、常勤の者でなければならない。	20 第12項第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>は、常勤の者でなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 4 2 号

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（食事） 第88条 略 2・3 略 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第88条 略 2・3 略 4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 4 3 号

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

下関市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(食事) 第38条 略 2～4 略 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に <u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第38条 略 2～4 略 5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する
基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>栄養士</u> 1以上 (4)・(5) 略 2～6 略 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)・(5) 略 2～6 略 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

8・9 略	8・9 略
-------	-------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 4 5 号

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の
条文整備を行うため。

別紙

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

下関市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(食事) 第45条 略 2・3 略 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に <u>栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	(食事) 第45条 略 2・3 略 4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に <u>栄養士又は管理栄養士</u> を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（食事） 第30条 略 2～4 略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。	（食事） 第30条 略 2～4 略 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 4 7 号

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（従業者の員数） 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定	（従業者の員数） 第148条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等条例第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定

短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 略 2～8 略	短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第165条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 略 2～8 略
(従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>栄養士</u> 1以上 (4)・(5) 略 2～5 略	(従業者の員数) 第183条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)・(2) 略 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)・(5) 略 2～5 略

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として

第190条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等条例第174条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等条例第173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第202条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老

必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 略 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 略	人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 略 (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>又は<u>管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 略
---	---

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（従業者の員数） 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所に	（従業者の員数） 第130条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所に

において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。) の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。) が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 略 2～8 略	において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第140条において同じ。) の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。) が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)・(6) 略 2～8 略
(従業者の員数) 第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。 (1)・(2) 略	(従業者の員数) 第167条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)・(2) 略

(3) <u>栄養士</u> 1 以上 (4)・(5) 略 2～5 略	(3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1 以上 (4)・(5) 略 2～5 略
第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指定短期入所療養介護	第174条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護及び指

護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 略 (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 略	定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第180条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (2) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 (3) 略 (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び<u>栄養士又は管理栄養士</u>の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。 2 略
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第153条 略 2～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略	第153条 略 2～12 略 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 5 0 号

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴
い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

下関市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第4条 略 2～11 略 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないこ	第4条 略 2～11 略 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は下関市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第73号）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるとき

とができる。 13 略	は、これを置かないことができる。 13 略
----------------	--------------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 5 1 号

下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例

下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙
のとおり制定する。

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため。

別紙

下関市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者に対する援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、下関市社会福祉審議会条例（平成17年条例第422号）第1条に規定する下関市社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させ

なければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、消火器、非常口その他の非常災害に対する必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用乳幼児の特性等に応じて、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画（以下「施設内防災計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、施設内防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制並びに利用乳幼児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、これらの体制について定期的に職員及び利用乳幼児等に周知するとともに、市その他の団体との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。
- 4 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月1回以上行わなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業者は、前2項の訓練の結果に基づき、施設内防災計画の検証及び必要な見直しを行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活にお

ける安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児に対する平等取扱いの原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明ら

かにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

と。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3

の階		項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）第37条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第50号）に定める基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 5 2 号

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第3条 施行日から起算して<u>10年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。	附 則 （幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例） 第3条 施行日から起算して<u>12年間</u>は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第5条第3項の規定の適用については、同項の表備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 5 3 号

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件
を定める条例の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定
める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を
行うため。

別紙

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
の一部を改正する条例

下関市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（食事の提供） 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園以外の施設において調理し当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等に配置されている<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 3 略	（食事の提供） 第7条 略 2 前項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園以外の施設において調理し当該認定こども園に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等に配置されている<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 3 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 回 定 例 会

議案第 5 4 号

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文
整備を行うため。

別紙

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保育所の設備の基準の特例） 第34条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) 略 (2) 当該保育所、他の施設、保健所又は市の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略	（保育所の設備の基準の特例） 第34条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。 (1) 略 (2) 当該保育所、他の施設、保健所又は市の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

別紙

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（食事の提供の特例） 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略	（食事の提供の特例） 第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

